

総務くらし建設委員会会議録	
開 会 日	令和2年11月30日（月）午前11時05分～午前11時48分
閉 会 日	令和2年12月2日（水）午前9時30分～午前10時12分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 川合保生 ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会 議 事 件 の ため 出 席 し た 者 の 職 氏 名	市長 吉田一平 市長公室長 加藤正純 次長（政策秘書担当） 川本満男 次長（人事、情報担当） 横地賢一 人事課長 北川考志 課長補佐 正林直己 総務部長 中西直起 次長（行政、財政担当） 加藤英之 次長（市民、税務、収納担当） 兼税務課長 高木昭信 課長補佐 熊谷美恵 資産税係長 青山祐司 くらし文化部長 浦川 正 次長 日比野裕行 安心安全課長 南谷 学 防災担当課長 久保田直也 課長補佐 鈴木慎也 請願者 XXXXXXXXXX 請願紹介議員 わたなべさつ子 計 18 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 青山直道 議会事務局長 水野敬久 書記 浅井良和
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 72 号 長久手市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

税務課長 議案第 72 号について説明

山田(け)委員 市と法務局で閲覧の手続きなどは違うのか。

税務課長 基本的に大きな違いはない。市では、土地・家屋台帳は字ごとの簿冊ごとに閲覧となるが、法務局では土地は 1 筆ごと、家屋は 1 棟ごとに掲載されている。

山田(け)委員 プライバシーに配慮して閲覧を廃止するとのことだが、プライバシーにあたる情報とは何か。また、閲覧者の本人確認をどのように行っているのか。

税務課長 所有者の住所と氏名はプライバシーにあたると考えている。閲覧者に申請書を記入してもらい確認をしている。

山田(か)委員 市が電子データを印刷して渡すことを考えなかったのか。

税務課長 近隣にはプライバシーに配慮して氏名を隠した台帳を閲覧できる自治体もあるが、閲覧実績は年間 10 件程度であるため、本市では廃止とする。

山田(か)委員 住民票のように該当部分だけを印刷してもらえないのか。

税務課長 法務局の窓口やインターネットで閲覧できるため考えていない。

田崎委員 土地台帳及び家屋台帳の閲覧は廃止されるが、引き続き閲覧できる家屋補助台帳図面とはどのようなものか。

資産税係長 固定資産税及び都市計画税の課税補助資料として市が作成している図面である。元は 1 棟図面という名称だったが、現在は家屋補助台帳図面という名称となっているため、あわせて改正する。

田崎委員 課税台帳の閲覧は引き続き行っていくのか。

税務課長 一般の方は市で閲覧できないが、本人には名寄帳の形で閲覧を行っている。

田崎委員 電子化で閲覧できなくなる情報はあるか。

税務課長 異動の情報は電子化により表示の仕方は変わるが、閲覧できなくなるものはない。

田崎委員 台帳は公文書にあたるのか。

税務課長 そのとおりである。

田崎委員 台帳には古いものもあり歴史的価値があると思うが、保存は考えなかったのか。

税務課長 電子化により保管場所が不要となる利点があるため基本的には破棄

する予定である。ただし、何らかの価値が生じるかもしれないので一部を保存することもある。

伊藤委員 閉鎖台帳として違う形で閲覧を続けることはできないのか。
税務課長 課税事務の資料として取り扱っており、基本的には破棄する。
さとう委員 市民生活に必要という理由で、台帳を閲覧する方はいるのか。
税務課長 不動産取引などの事業利用が多いが、近所で生活上支障がある場合に土地所有者と話をするために閲覧される方もいるようである。
さとう委員 令和3年4月以降も土地所有者の氏名を閲覧できる自治体はあるか。
税務課長 閲覧できる自治体もある。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 74 号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合同規約の変更について

人事課長 議案第 74 号について説明
さとう委員 解散する組合の職員は何人で、出向などの形で在籍しているのであれば元の所属自治体に戻るようになるのか。
人事課長 常勤職員 1 人であり、退職すると聞いている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 75 号 尾三消防組合同規約の変更について

安心安全課長 議案第 75 号について説明

さとう委員 どのような協議を経て、分担金はいくらになるのか。

防災担当課長 令和元年度から構成市町で 10 回ほど協議を重ね、受益者負担の観点から均等割、面積割、過去 3 年間の救急出場件数割、消防費に係る基準財政需要額割の 4 指標の割合を協議した。分担金の増減がなるべく少なくなるようシミュレートや歳出を研究したことで合意した割合である。令和 2 年度の予算額をもとに試算すると現在の負担割合 18.8119 パーセントで 6 億 5,519 万 5,000 円、変更後の負担割合 18.1957 パーセントで 6 億 3,373 万 2,000 円となるため、約 2,100 万円の減額となる。

さとう委員 変更後の負担割合が高くなると見込まれる自治体はあるか。

防災担当課長 試算では、日進市、みよし市、東郷町は負担割合の増加が見込まれる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 本日はこの程度にとどめ、12 月 2 日（水）午前 9 時 30 分に再開する。本日はこれにて散会。

<午前 11 時 48 分散会>

<午前 9 時 30 分再開>

委員長 11 月 30 日に引き続き会議を再開する。

請願第 2 号 公共交通 Nーバス有料化の中止に関する請願

委員長 請願者から趣旨説明の申し出があったので発言を許可する。

請願者 高齢者はコロナ禍の第 3 波の様相が心配である。外出自粛、3 密回避の影響で乗客数が減るなかで運行に配慮される公共交通には感謝している。長久手市のコミュニティバス（愛称 Nーバス）は、平成 10 年に県内でも先駆けて福祉施策の一環としてカラフルな車体で運行が開始された。約 20 年の間に、路線、バス停、運行時間、台数等が改善され、「高齢者や子供等の交通弱者の社会的参加の促進」を目的として運行され、「赤あったかあど」の提示で 65 歳以上の運賃無料を継続させてきた。令和 2 年 11 月 1 日現在で本市における 65 歳以上の老年人口は、9,949

人となり、「赤あったかあど」所有者は推定で6割を超えている。Nーバスの利用が無料となる65歳以上の割合はアンケート調査で67パーセントとなり、Nーバスは病院受診、買い物、免許返納後の外出や生活を支える貴重な足となっている。無料のNーバスで「ござらっせ温泉」を楽しみにしている高齢者もいる。名古屋市では「敬老パス」があることにより、外出回数と人数が増える、歩く歩数が増える、そのことによって経済効果をもたらすと公表され、健康促進にもつながっている。年金削減、国民健康保険、介護保険などの負担増もあり、経済格差は多様に広がっており、65歳以上の高齢者の経済状態は様々ではない。往復の運賃が200円になると生活に必要な買い物、病院受診、社会参加を躊躇することで外出を減らさざるを得なくなり、結果として医療費増額にもなりかねない。収入が国民年金だけの低所得者ほど深刻な影響がある。街頭や地域訪問で集めた「市長要望書」署名1,438筆を提出、第52回長久手市地域公共交通会議の審議も傍聴した。令和3年4月に約20年間継続してきた「65歳以上の高齢者の運賃無料」の福祉施策が、運行経費、車両更新の理由で65歳以上の多様な経済格差に配慮なく、運行経費を利用者推計から算出して有料化、運賃負担の低減のための定期券発行、パブリックコメントの意見48件のうち、運賃に関する意見が12件出て有料化の方針を進め、貴重なパブリックコメントとは何かと失望した。高齢者の健康寿命を延ばし、生活基盤の安定のため、経済の循環を促すことが必要である。請願事項「Nーバス65歳以上の運賃を100円に有料化しないで下さい。」について、福祉の長久手、住みよい長久手、高齢者の多様な生活影響を推察された温かな福祉施策継続のため、議会からご援助をお願いする。

委員長 特に質疑がないようなので趣旨説明を終了する。

紹介議員 請願第2号について説明

田崎委員 低所得者や交通弱者等への配慮は必要だと考えるが、財政的な面からも受益者に一定の負担をしていただくことも必要だと考える。請願事項は、今までどおり全ての65歳以上の運賃を無料にしてくださいという趣旨でよいか。

紹介議員 65歳以上の方の運賃を100円に値上げしないでくださいということが趣旨である。

田崎委員 請願趣旨には名古屋市の敬老パスにより外出促進と経済効果があると記載されているが、本市のNーバスでも令和3年4月の再編にあわせて一定の優待率を持たせた仕組みを構築するとしている。運賃の値上げ反対に署名された方々にもそのような情報は伝わっているか。

紹介議員 署名を依頼した段階では有料化のことしか聞いておらず、伝えていない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

伊藤委員

請願趣旨については理解できるが、福祉バスという観点から運行が始まり、途中、私バスの撤退などがあり、路線の再編などを経て公共交通という位置付けに変わってきたと思う。このことから受益者負担は原則として必要であると考え。運賃の減免については議論の余地はあるが、現時点で議会として正式に再編方針等の説明を受けたわけではないなか、運賃の改定などにより負担率を上げていくことも必要だと考える。そういったことも含めて、執行部には議論をしていただきたいと考え、この請願事項だけでは賛成できない。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成なしにより、不採択

陳情第 1 号 地元自治体との連携による経営支援体制確立と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情書

委員長

愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、地元自治体との連携による経営支援体制確立と地域商工業振興に対する施策の拡充に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

田崎委員

市長あてにも同様の陳情書が提出されているため、善処方を求めることでよいのではないか。

委員長

当該関係機関に善処方を求めることについて、異議はあるか。

＜異議なし＞

委員長

陳情第 1 号は、当該関係機関に善処方を求めることとする。

委員長

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 10 時 12 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和2年12月2日

総務くらし建設委員会委員長 さとうゆみ